

第 41 類
原皮（毛皮を除く。）及び革

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 原皮くず（第 05.11 項参照）
 - (b) 第 05.05 項又は第 67.01 項の羽毛皮及びその部分
 - (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第 43 類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シヤモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第 41 類に属する。
- 2 (A) 第 41.04 項から第 41.06 項までには、なめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない（第 41.01 項から第 41.03 項まで参照）。
(B) 第 41.04 項から第 41.06 項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染色着色又は加脂を行った場合を含む。
- 3 この表において「コンポジションレザー」とは、第 41.15 項の物品のみをいう。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (I) 原皮（羽毛皮及び毛皮を除く。大きな四足獣の原皮は raw hides という。）（41.01 項から 41.03 項）。また、これらの項には、注 1（c）及び 41.01 項から 41.03 項までの解説に掲げられた動物の毛が付いている原皮を含む。

なめしの前に、皮は一連の準備工程を必要とする。その工程は、アルカリ溶液における浸漬工程（皮を柔らかくし、保存に使用した塩分を除去するため）、脱毛工程、裏打工程、脱毛に使用された石灰その他の物質を取り除く工程及び最後の洗浄工程から成る。

また、41.01 項から 41.03 項までには、毛が付いていない皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えていないものを含む。この皮は一時的に腐敗を防ぐ状態又はスプリットを行える程度に一時的に安定した状態であり、41.04 項から 41.06 項までの物品とはみなさない。

毛が付いている皮で前なめしをし又はさらに加工をしたものは、この類の注 1（c）の規定によりこの類から除かれる。

- (II) なめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしたものを除く）（41.04 項から 41.06 項まで）

なめしは、皮に腐朽抵抗性を与えるとともにその防水性を増加させる。タンニン、皮に浸透しコラーゲンと架橋する。これは、成果物に、熱光又は汗に対する安定性を与え、皮を型どりでき、かつ、有用なものとする非可逆的な化学反応である。

次いで、これらの皮は植物タンニンなめし（ある種の木、樹皮、葉等又はそのエキスを入れた槽で行う。）、鉱物なめし（無機塩（例えば、クロム塩、鉄塩又はみょうばん）で行う。）又は化学的なめし（ホルムアルデヒド又はある種の合成薬品で行う。）のいずれかの方法によりなめされる。また、これらの方法を組み合わせて行うこともある。みょうばんと塩との混合物で厚手の革をなめす方法はハンガリア仕上げといわれ、みょうばんなめしの場合、塩、みょうばん、卵黄及び小麦粉の混合物が使用される。みょうばんなめしされた皮は、主に手袋、衣料及び履物の製造に使用される。

なめした又はなめしを超える加工をした皮は、商取引において「革」として知られている。なめした後、乾かした革は「クラスト」又は「クラストレザー」として知られている。クラスト工程において、滑らかさと柔軟性を与えるために液状脂又は油が添加される場合があり、乾燥の前にドラム等に浸して再なめし又は染着色を行う場合がある。

油なめし及び仕上げが施され、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）に加工された羊の皮は 41.14 項に規定される。

(III) なめした又はクラストにした後これらを超える加工をした革 (41.07 項、41.12 項及び 41.13 項)

なめした又はクラストにした革は、しばしば表面の凸凹を取り除いたり、柔軟性、防水性等を与えてそのまま使用できるようにするための処理（“currying”）が行われる。これらの工程は柔軟性を与え、ストレッチし、薄くし、ピーティングし、表面を硬くし、加脂を行う各工程より成っている。

更に、この革は、塗装、他の種類の皮に模造するための graining 又は型押し (stamping)、サイジング、polishing、肉面（時には銀面）をスエード又はベルベット仕上げとするための grinding（又は buffing）、waxing、blackening、smoothing (glazing)、サテン仕上げ、印刷等の仕上げが行われる場合がある。

パーチメント仕上げをした革は、なめし工程を行わず、原皮に保存性を与えるための処理をして得られる。原皮を柔軟にし、脱毛し、裏打ちし、洗浄し、これを枠に張り、白亜及びソーダ石灰又は消石灰を含むペーストを塗布し、所要の厚さに削って軽石で磨く。最後にゼラチンとでん粉で仕上げられる。

「ビールム」と呼ばれる高級な品質の革は、生まれたての子牛の皮から作られる。これは書籍の装てい、重要文書、ドラムの皮等に使用される。より厚い皮（通常は大きな牛のもの）は、時に同様に処理されて（“raw hide”として知られるより粗い品質のもの）、機械部品、工具、旅行用品等の製造に使用される。

(IV) シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー、メタライズドレザー (41.14 項)

特殊な仕上げ工程で生産された当該項に掲名される革は、41.14 項に含まれる。したがって、この項には、油なめしして仕上げられ、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）に加工された羊の皮、ワニス若しくはラッカーを塗布し又は前もって成形したプラスチックのシートを被覆した革（パテントレザー又はパテントラミネーテッドレザー）及び金属の粉又は金属のはくを被覆した革（メタライズドレザー）を含む。

(V) コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもの）（41.15 項）

(VI) 革又はコンポジションレザーのくず（原皮又は毛皮のくずを含まない。）（41.15 項）

皮革は全形のもの（形は動物の輪郭を有するが、頭部又は脚部の皮が取り除かれることもある。）、一部分のもの（例えば、サイド、ショルダー、バット、ベンズ、ベリー及びチーク）、ストリップのもの又はシート状のものいずれであってもこの類に属する。ただし、特定の形状に切った革片は、他の類（特に 42 類又は 64 類）の製品とみなされる。

皮革をスプリットしたものは、それぞれ対応する全形の皮革と同じ項に属する。スプリットは、皮革を 2 層以上に水平に分割する工程で、なめしの前又は後に行われる。スプリットすることにより、加工用により均一の厚さのものとなり、また最終の革がより均質のものとなる。「グリーンスプリット」として知られる外側又は銀面層の皮は、エンドレスバンドナイフを通すことにより、数ミリメートルの精度で平らにそろえられる。「フレッシュスプリット」として知られる床皮は、形と厚さが不規則である。いくつかの層が、水牛の皮のような厚い皮から例外的に製造されるが、そのような場合に中間層は外側の層よりも構造的に弱くなっている。

41.01 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）

4101.20—全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が 1 枚につき、単に乾燥したものは 8 キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは 10 キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは 16 キログラム以下のものに限る。）

4101.50—全形の原皮（16 キログラムを超えるものに限る。）

4101.90—その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）

この項には、牛（水牛を含む。）（すなわち 01.02 項の動物。同項の解説参照）又は馬類の動物（馬、ろ馬、ら馬、しま馬等）の原皮（脱毛してあるかないかを問わない。）を含む。

これらの原皮は、生鮮（green）のもの又は短期間腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあってもよい。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。

獣皮は、乾式塩蔵され又は塩水によって湿式塩蔵されることがある。乾式塩蔵法による場合には、塩斑の防止のため少量の他の物質が添加されることがある。インドにおいては、硫酸ナトリウムを含む粘土質の土を添加することがある。

獣皮は、直接乾燥するか又は塩蔵後の付随的な処理として乾燥することがある。乾燥工程の際、獣皮は、殺虫剤、消毒剤その他これらに類する調製品で処理することがある。

獣皮は、石灰液に漬けるか又は消石灰を含むペーストを塗布するかによって石灰漬けされる。石

灰漬けは、脱毛を容易にするとともに獣皮の保存にも役立つ。

獣皮は、食塩を添加した塩酸又は硫酸その他の薬品の薄い溶液に浸す方法で酸漬けされる。

この工程は、獣皮を保存するためのものである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 食用の動物の皮で加熱処理をしていないもの (02.06 又は 02.10。これらの皮を加熱調理したものは、16.02 項に属する。)
- (b) 原皮くず (05.11)

41.02 羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1（c）の規定により除かれているものを含まない。）

4102.10—毛が付いているもの

—毛が付いていないもの

4102.21—酸漬けしたもの

4102.29—その他のもの

この項には、羊の原皮（毛が付いているかいないかを問わない。）を含む。ただし、アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊（すなわち、カラクル羊、ペルシャ羊に類する種のものであるが、世界の種々の地域で異なる名称で知られている羊）、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊の皮で毛が付いているものは含まれない。

これらの原皮は、生鮮（green）のもの又は短期間腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあってもよい（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 食用の動物の皮で加熱調理をしていないもの (02.06 項又は 02.10 項。これらの皮を加熱処理したものは、16.02 項に属する。)
- (b) 原皮くず (05.11)

41.03 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、

この類の注1の（b）又は（c）の規定により除かれているものを含まない。）

4103.20—爬（は）虫類のもの

4103.30—豚のもの

4103.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 各種の原皮で毛が付いていないもの又は脱毛したもの（41.01 項又は 41.02 項のものを除く。）。この項には羽毛又は綿毛を除去した鳥の皮及び魚の皮、爬（は）虫類の皮及び脱毛したやぎの皮（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを含む。）

(B) 脱毛していない原皮は下記の動物のものに限る。

(1) やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）

(2) 豚（ペカリーを含む。）

(3) シャモア、ガゼル及びらくだ（ヒトコブラクダを含む。）

(4) となかい及びしか

(5) 犬

これらの原皮は、生鮮（green）のもの又は短期間一時的に腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあってもよい（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 加熱調理していない食用の動物の皮（2類）又は魚の皮（3類）（これらの皮を加熱調理したものは16類に属する。）

(b) 原皮くず（05.11）

(c) 05.05 項又は 67.01 項の羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分

41.04 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

—湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4104.11—フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット

4104.19—その他のもの

—乾燥状態（クラスト）のもの

4104.41—フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット

4104.49—その他のもの

この項には、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41.14）
- (b) なめした又はクラストにした革のくず（41.15）
- (c) 毛が付いている牛（水牛を含む。）又は馬類の皮をなめした又はクラストにしたもの（43類）

41.05 羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

4105.10—湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4105.30—乾燥状態（クラスト）のもの

この項には、羊（羊とやぎとの交配種を含む。）のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革はやぎ革と似ているが、皮膚組織がち密でなく、より不規則な銀面を有している。

羊皮は、しばしば「みょうばんなめし」される（この類の総説参照）。

羊皮のグレーンスプリットは、なめした際に“skiver”と呼ばれる。“basils”は、ある種の植物タンニンなめしを行った羊皮である。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）（41.14）
- (b) なめした又はクラストにした革のくず（41.15）
- (c) 毛が付いている羊皮をなめした又はクラストにしたもの（43類）

41.06 その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

—やぎのもの

4106.21—湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4106.22—乾燥状態（クラスト）のもの

—豚のもの

4106.31—湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4106.32—乾燥状態（クラスト）のもの

4106.40—爬（は）虫類のもの

—その他のもの

4106.91—湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4106.92—乾燥状態（クラスト）のもの

この項には、やぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革とやぎ革の相違点は、41.05 項の解説に掲げられている。

また、やぎ皮もみょうばんなめしされる場合がある（この類の総説参照）。

また、この項には、41.04 項及び 41.05 項の皮と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていないものを含む（この類の総説参照）。

したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、かば、犬及び魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳類の革を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41.14）

(b) なめした又はクラストにした革のくず（41.15）

(c) 毛が付いている皮をなめした又はクラストにしたもの（43 類）

41.07 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）

—全形の革

4107.11—フルグレン（スプリットしてないものに限る。）

4107.12—グレンスプリット

4107.19—その他のもの

—その他のもの（サイドを含む。）

4107.91—フルグレン（スプリットしてないものに限る。）

4107.92—グレンスプリット

4107.99—その他のもの

この項には、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

牛又は馬類の動物の革は、特にその丈夫さ及び耐久性で有名であり、したがって、底革（sole leather）及び機械用のベルチング革には、一般に、この種のものが使用される。

底革は、強くロール加工され又はハンマー処理をした革である。通常、これは植物タンニンなめし又はコンビネーションなめしをしたものであり、その色はかつ色である。しかし、ある種の緑青色のものは、クロムなめししたものである。

機械用のベルチング革は、通常雄牛皮の背部より製造されるもので、一般に植物タンニンなめしされ、十分加脂され、引張強さの大きい弾力性のある革に仕上げられている。

また、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革は、長靴又は短靴の甲（例えば、ボックスカーフ及びウィーローカーフ（クロムにより又はコンビネーション工程によりクロムなめしした子牛革を染着色し磨いたもの））として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）(41.14)
- (b) 革のくず(41.15)
- (c) 毛が付いている牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮を仕上げたもの(43類)

41.12 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）

この項には、羊（羊とやぎの交配種含む。）の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革はやぎ革と似ているが、皮膚組織がち密でなく、より不規則な銀面を有している。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー(41.14)
- (b) 革のくず(41.15)
- (c) 毛が付いている羊皮を仕上げたもの(43類)

41.13 その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）

4113.10—やぎのもの

4113.20—豚のもの

4113.30—爬（は）虫類のもの

4113.90—その他のもの

この項には、やぎの革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革とやぎ革の相違点は、41.12 項の解説に掲げられている。

また、やぎ皮もみょうばんなめしされることがある（この類の総説参照）。

また、この項には、41.07 項及び 41.12 項の革と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていない皮から生産された革を含む（この類の総説参照）。

したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、かば、犬及び魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳類の革を含む（41.14 項のものを除く）。

商取引上“doeskin”として知られている革（スプリットした羊皮から製造された洗うことのできる革でホルムアルデヒド又は油でなめしたもの）は含まない（41.12 項又は 41.14 項）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（41.14）
- (b) 革のくず（41.15）
- (c) 毛が付いている皮を仕上げたもの（43 類）

41.14 シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー

4114.10—シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）

4114.20—パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー

(I) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）

シャモア革は、皮を魚油又は動物性油脂で繰り返し処理し、これらを加温又は空気にさらして乾燥させることにより、なめし及び仕上げを行い、アルカリで余分の油脂を除去するために洗浄される。次いで表面のよごれが取りさらされ、軽石その他の研磨材でけば立たせて仕上げられる。この方法で通常処理される革は、銀面をフライジングで除去した羊の内皮から作られる。

シャモア革は、柔軟で、黄色（染めた場合を除く。）で、かつ、水洗いができる特徴がある。これは、主として手袋、ウォッシュレザー等に使用される。大きな動物（しか、雄じか等）の皮を同様に処理したものは、衣類、馬具又はある種の工業用目的に使用される。

前述のように、油のみを使用して製造されたシャモア革は、時にフルオイルシャモア革ということがある。

黄色いシャモア革にその性質が類似している白色の水洗いのできる革は、ホルムアルデヒドで一部なめした後、前述のような油なめしを行なって製造され、コンビネーションシャモア革とし

て知られている。この項には、この革も含むが、その他の水洗いのできる革（例えば、みょうばんとホルムアルデヒドでなめしたもの）及びその他の処理によって十分になめした後単に加脂することによって製造された革を含まない。

(II) パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー

この項には、次の物品を含む。

(1) パテントレザー

ワニス若しくはラッカーを塗布し又は前もって成形したプラスチックシートを被覆した革で、光沢のある鏡のような表面を有する。

使用されるワニス又はラッカーは、着色されているものと着色されていないものがあり、次のようなものをもととしている。

(a) 植物性の乾性油（通常、亜麻仁油）

(b) セルロース誘導体（例えば、ニトロセルロース）

(c) 合成物品（熱可塑性であるかないかを問わない。）、主にポリウレタン

革に使用する前もって成形したプラスチックシートは、一般にポリウレタン又はポリ（塩化ビニル）から作られる。

このグループの物品の表面は、必ずしもなめらかでない。ある種の皮（クロコダイル、とかげ等）を模造するため型押しをし、人工的に圧縮し又はしわ付け若しくはしぼ付けをすることがある。ただし、光沢のある鏡のような外観を保有していなければならない。

塗布又はシートの厚さが 0.15 ミリメートル以下のものに限る。

このグループには、また、結合剤（例えば、プラスチック又は植物性の乾性油）中に、金属の光沢を革に与えるための顔料（雲母、シリカ又は類似のフレークを含む。）を有するペイント又はラッカーを塗布し又は被覆した革も含む（イミテーションメタライズドレザー）。

(2) パテントラミネーテッドレザー

前もって成形したプラスチックシート（プラスチックの厚さが、0.15 ミリメートルを超え、全体の厚さの半分未満のもの）を被覆した革で、商取引上パテントコーテッドレザーとして知られており、パテントレザーの光沢のある鏡のような外観を有している。前もって成形したプラスチックシートを被覆した革で、プラスチックの厚さが 0.15 ミリメートルを超え、全体の厚さの 2 分の 1 以上のものは、39 類に属する。

(3) メタライズドレザー

金属の粉又は金属のはく（例えば、銀、金、青銅又はアルミニウムのもの）を塗布した革である。

ただし、この項には、ワニス又は金属を被覆したコンポジションレザーを含まない(41.15)。

41.15 コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉

4115.10—コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）

4115.20—革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉

（Ⅰ）コンポジションレザー

この項には、天然の革又は革繊維をもととして製造したコンポジションレザーのみを含む。天然の革をもととせず、プラスチック（39類）、ゴム（40類）、紙若しくは板紙（48類）又は塗布した繊維用繊維の織物類（59類）などをもととして製造したイミテーションレザーを含まない。

“bonded leather”として知られるコンポジションレザーは、次のような種々の製法で作られる。

- （1）革のくず及び細片をにかわその他の結合剤で凝結すること。
- （2）革のくず及び細片を結合剤を使用せず強く加圧して凝結すること。
- （3）くずを結合剤を使用せず紙を作るように熱湯中で加熱により離解させ薄い繊維状にし、このようにして得られたパルプをふるい分けし、圧延し、カレンダー掛けすることによってシートに成形すること。

コンポジションレザーは、染色し、型押しをし、磨き、しぼ付けをし、スタンプし、カーボランダム若しくはエメリーで grinding してスエード仕上げをし、ワニス塗布し又は金属を被覆したりすることがある。

かかるコンポジションレザーは、板状、シート状又はストリップ状のもの（巻いてあるかないかを問わない。）に限り、この項に属する。正方形又は長方形以外の形状に切ったものは他の類に分類される（特に42類）。

（Ⅱ）くず

この項には、次の物品を含む。

- （1）革製品の製造の際に生じた革（コンポジションレザー及びパーチメント仕上げした革を含む。）のくずで、コンポジションレザー若しくはにかわの製造等に適するもの又は肥料としての用途に適するもの
- （2）使い古した革製品でその本来の用途には使用できず、また他の製品の製造にも使用できないもの
- （3）革のダスト及び粉（バッフィング仕上げ又ははけば立たせる作業をした際のくず）で、肥料として使用され又は人造スエード、コンポジション床張り等の製造に使用されるもの
- （4）くず革を grinding することによって生じた革の粉で、スエード織物の製造又はプラスチックの充てん料等に使用されるもの。

革の切端又は使い古した革製品（例えば、古い機械用ベルト）で革製品の製造に使用することのできるものは、革として適当な項に属する（41.07項又は41.12項から41.14項）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 原皮くず (05.11)

(b) 63.09 項の中古の履物